

様式第7号（第15条関係）

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	新明和工業株式会社（代表取締役 五十川 龍之）
住所	兵庫県宝塚市新明和町1番1号

2. 措置期間

令和7年7月1日 ～ 令和7年12月30日（6か月）

※矢吹町建設工事等入札参加資格制限措置要綱第4条第5項及び第6条を適用している。

3. 事実概要

特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法違反があったとして、令和7年3月24日に公正取引委員会より、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、矢吹町建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表2の2（3）ロに該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表2の2（3）ロ】

措置要件	期間
2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。  (3) 町外において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。  ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。	当該認定をした日から 12か月

問い合わせ先

矢吹町 総務課 財務係  
福島県西白河郡矢吹町一本木101  
(電話) 0248-42-2117